

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
6 月 2 日
(金曜日)

目 次

- 告示
保安林予定森林(萩市) (二件) (森林整備課) 一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路整備課) 二
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課) 二
道路の位置の指定 (建築指導課) 三
- 公告
平成二十九年毒物劇物取扱者試験の実施 (業務課) 三
土地改良区役員の届出 (農村整備課) 四
一般競争入札の実施 (物品管理課) 五
- 教委規則
学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 六
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施 七
警備員等の検定の実施 八



山口県告示第二百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市川上字洗川三九六八の二から三九六八の四まで、三九六八の六、字野戸呂四〇一三の四、字野戸呂郷四〇一四の一、四〇一四の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市川上字道立山三九一九の三一

二 指定の目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年六月二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 一般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)
- (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字小松字瀬戸から柳井市神代字瀬戸山までの間
- (二) 工事の概要

工 種	数 量
多柱式鋼管杭 [㊦] 補修工	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十九年六月一日までに国土交通大臣又は都道府県知

事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十九年六月五日から同月二十三日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年七月二十一日までに発送する。
- 四 その他
 - この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。

山口県告示第二百十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十九年六月二日

久賀港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二から同大字阿弥陀寺四四七五の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次結んだ線及び1の地点と17の地点を結ぶ平成二十六年春分の満潮位(D.L. +三・四四メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字久賀字大緑の久賀中学校四等三角点(北緯三三度五六分四七・五〇四秒東経一三二度一五分四八・五〇四秒)から五四度三分四五秒三三七・二九メートルの地点

- 2の地点 1の地点から九六度二七分〇七秒一・九七メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一八八度〇〇分四六秒〇・七〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九七度五二分五一秒三一・二五メートルの地点
- 5の地点 4の地点から九七度四四分五二秒一九・一一メートルの地点
- 6の地点 5の地点から九七度三分五八秒一九・九五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から九七度〇七分五三秒一九・九五メートルの地点
- 8の地点 7の地点から九六度四八分一〇秒一九・九五メートルの地点
- 9の地点 8の地点から九六度三六分〇一秒五・〇六メートルの地点
- 10の地点 9の地点から六度〇〇分一秒〇・七〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から九六度三七分二四秒二・〇〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一八七度五八分〇九秒〇・六一メートルの地点
- 13の地点 12の地点から九六度一七分三六秒二・四三メートルの地点
- 14の地点 13の地点から六度五七分四一秒〇・六一メートルの地点
- 15の地点 14の地点から九六度三分一八秒五・四九メートルの地点
- 16の地点 15の地点から九六度三分四九秒三・三〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一九〇度五六分〇八秒〇・三九メートルの地点

(三) 面積

六〇三・七九平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十六年十月十日 指令平二六港湾第三一三三号

三 関係図書を閲覧できる市町

周防大島町

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 認可の年月日

平成二十九年五月二十五日

山口県告示第二百七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所美祢支所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十九年六月二日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
美祢市大嶺町東分字僧津一七四一の一	四・〇	三三・六	平成二九、 五、一七



(一六八) 平成二十九年毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三三三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十九年六月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

平成二十九年十一月二十五日(土曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

平成二十九年七月三十一日(月曜日)から同年八月二十五日(金曜日)まで(郵送の場合は、八月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票

六 受験手数料

一万千六百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十九年十二月十九日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇一八)にすること。

(一六九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十九年六月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
下関市吉見土地改良区	理事	重富 清元	下関市大字吉見下二二一三の一
	理事	福本 武文	〃 〃 二二九四
	理事	安田 武	大字吉見上一八七
	理事	長岡 明敏	大字吉見下二二一九
	理事	長岡 光志	大字吉見上七三一
	理事	宗村 真次	〃 〃 一〇六七
	理事	有光 隆文	〃 〃 一三二七
	理事	山内 信弘	大字吉見下二三一八
	理事	本木 俊行	〃 〃 二二七一
	理事	弘中 靖彦	〃 〃 二一九七
	理事	倉重 憲治	〃 〃 二一九六
	理事	中村 孝文	大字吉見上一三四
	理事	弘中 政文	吉見里町二丁目八番三号
	理事	森川 和雄	永田本町二丁目一番二八号
土地改良区の名	理事	山本 弘司	吉見里町一丁目一番一七号
	理事	安田 敏之	大字吉見下七〇三の五
	理事	藤本 博	〃 〃 一一〇六
	理事	安田 和実	吉見本町二丁目二番一五号
	理事	太田 和基	大字吉見下二二八
	理事	工藤 清美	〃 〃 二二八二
	理事	津森 正生	〃 〃 二二六八
	理事	西嶋 民好	吉見里町二丁目一〇番三九号
	理事	安田 敏	大字吉見下一一七八
	理事	〃	〃

〃	下関市吉見土地改良区	理事	重富 清元	下関市大字吉見下二二一三の一
〃	〃	〃	福本 武文	〃
〃	〃	〃	安本 勝	〃
〃	〃	〃	長岡 明敏	〃
〃	〃	〃	長岡 実	〃
〃	〃	〃	吉村 豊己	大字吉見上九八〇の一
〃	〃	〃	安村 正昭	〃
〃	〃	〃	丸山 茂実	〃
〃	〃	〃	上原 敏晴	大字吉見下二二九三
〃	〃	〃	本木 俊行	〃
〃	〃	〃	福富 範子	〃
〃	〃	〃	倉重 憲治	〃
〃	〃	〃	倉重 一男	〃
〃	〃	〃	福山 俊彦	吉見里町二丁目六番六号
〃	〃	〃	市村 広光	〃
〃	〃	〃	久保田洋一	〃
〃	〃	〃	井村 成信	大字吉見下一七五九
〃	〃	〃	安田 和実	吉見本町二丁目二番一五号
〃	〃	〃	西本 公久	大字吉見下一一五
〃	〃	〃	監 事 工藤 清美	〃
〃	〃	〃	龍崎 政也	〃
〃	〃	〃	福村 和美	〃
〃	〃	〃	安井 瑞基	吉見里町二丁目一〇番一六号
〃	〃	〃	〃	大字吉見下一二一五

(一七〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七市政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 三百六十台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十九年九月二十九日

(四) 納入場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十九年六月二日から同年七月十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十九年七月十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十九年七月十八日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十九年七月十八日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年七月五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network personal computers 360 sets

(3) Delivery period: September 29, 2017

(4) Delivery place: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 14, 2017 (If brought in person: 10:00 A.M. July 18, 2017)



学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

学校運営協議会の設置等に関する規則(平成二十七年山口県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の六第一項本文」に、「が同項の規定により指定する」を「の所管に属する」に改め、「置く」の下に「ものとする」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第一条に次の二項を加える。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校(法第四十七条の六第二項第一号に

規定する対象学校をいう。以下同じ。)にその旨を通知する。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

第二条を削る。

第三条中「第四十七条の五第二項」を「第四十七条の六第二項」に、「指定を受けた学校」を「対象学校」に改め、同条を第二条とする。

第四条第三項を削り、同条を第三条とする。

第五条第二項中「指定を受けた学校」を「対象学校」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第一項中「当該協議会に係る学校」を「対象学校」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条(見出しを含む。)中「第四十七条の五第三項」を「第四十七条の六第四項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「第四十七条の五第四項又は第五項」を「第四十七条の六第六項又は第七項」に、「当該協議会に係る学校」を「対象学校」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項)

第十一条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

第十三条の見出しを「(適正な運営の確保に必要な措置に係る通知)」に改め、同条中「第四十七条の五第七項」を「第四十七条の六第九項」に、「指定を取り消した」を「協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じようとする」に、「速やかに」を「あらかじめ」に、「当該指定の取消しを受けた」を「当該協議会に係る」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の第一条の規定により置かれている学校運営協議会は、改正後の第一条第一項本文の規定により置かれたものとみなす。



山口県公安委員会告示第二十四号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十九年七月十二日(水曜日)から同月十九日(水曜日)まで(日曜日、月曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十日(木曜日)の午前九時から午後六時二十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

平成二十九年七月十八日(火曜日)及び同月十九日(水曜日)の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月二十日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分
法第二條第一項第一号に規定する業務(以下「第一号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

(一) 講習対象者

新規取得講習
次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

平成二十九年六月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のオに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影し

た無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第二十五号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

施設警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十九年九月五日（火曜日）の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十九年九月十九日（火曜日）

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十九年七月二十四日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

九 その他

検定申請書を提出した警察署において交付する。

- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
施設警備業務	二級	三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

- (一) 学科試験
 - 日時 平成二十九年九月五日(火曜日)の午前十時から正午まで
 - 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部

(二) 実技試験

- 日時 平成二十九年九月二十六日(火曜日)
- 場所 山口市秋穂二島一〇六二番地 山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十九年七月二十四日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。